

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

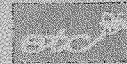
2361

(1/1)

日付	令和 7 年 6 月 20 日	支出額	22,000 円
項目	事務所費	充当額	19,800 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代 7 月分		
備考			

支払証明書あり

理由



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

自動車保管場所賃貸借契約書（月極め）

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 [REDACTED]
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円（税込）とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。（本体価格：月額20,000円）
※消費税に変動があった場合は税率に準じ自動的に改定する。



- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽 1-10-4 マスカタビル 3 階

名称 株式会社 トータルホーム

電話 03 (3598) 9234



乙 住所 埼玉県川口市本町 1-6-10

氏名 永頼 秀樹

電話 (048) 223-6050

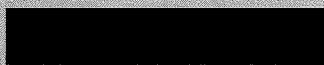
勤務先

所在地

会社名

電話

その他緊急連絡先



2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変更となります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間		新契約期間	
2024年5月1日	から	2025年5月1日	から
2025年4月30日	まで	2026年4月30日	まで
月 額	22,000 円	月 額	22,000 円
内訳 家賃	20,000 円	内訳 家賃	20,000 円
消費税	2,000 円	共益費	2,000 円
合計	22,000 円	合計	22,000 円

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2025 年 5 月 12 日

貸主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)
	氏名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
緊急連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社 トータルホー 国土交通大臣 (4) 第 [REDACTED]	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2362

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 20 日	支出額	193,710 円
項目	事務所費	充当額	174,339 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	家賃、共益費、駐車場代		
備考	7 月分		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	07-06-20	11:22	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥193,600	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (硬 貨) 円	
万円 千円 千円			
お振込明細またはご案内			
お受取人	埼玉りそな銀行		
	狭山支店		
	普通 3518568		
	サヤマフトウサソ(カ様)		
ご依頼人	ヒカ"シヤマトオルセイムカット"ウシ"ムシヨ様		
	電話番号		
	取扱番号	200010	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			
印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****			

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7		
	種 類	事務所		
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建		
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)		
	使用目的	事務所		
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社		貸主 (住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社
(B) 賃貸借条件	賃 料	月額 金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税 80,000円)
	共 益 費	月額 金10,000円 (外消費税)	敷 金	金150,000円
	更新料	新賃料の0.5ヶ月分	保 証 金	
	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)	償 却	
	敷金の返還時期	物件明渡し日より3ヶ月以内		
	火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)		
	その他使用料	無		
	契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで	5年間	
	引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の中入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する		
(C) 保証	貸料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座> 金 融 機 関 支 店 名 口 座 種 類 口 座 番 号 名 義 人 フ リ ガ ナ		
	支払期限	①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする		
	連 帯 保 証 人	家 賃 債 務 保 証 会 社		
	連帯保証人 極度額	家賃債務保証会社 社名		
	特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するとおりとする。			

特約事項

- 1 乙が本物件を引渡時の現況から標記(A)の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 2 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等(以下「残置物」という)についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 3 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 28 日

貸 主・甲	借 主・乙
〒222-0037 横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号 聖和商行株式会社 代表取締役 北 野 敦 也	 東 山 徹
	連帯保証人・丙
印	 

媒介業者		
[取引態様]「貸借」/媒介・代理・	[取引態様]「貸借」/媒介・代理・	[取引態様]「貸借」/媒介・代理・
[免許証番号] 埼玉県知事(12)第8534号	[免許証番号] 埼玉県知事(6)第19372号	[免許証番号]
[免許年月日] 令和 4 年 5 月 17 日	[免許年月日] 令和 3 年 7 月 13 日	[免許年月日]
[主たる事務所] 埼玉県狭山市紙園2-13	[主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡1-12	[主たる事務所]
[商号又は名称] 狭山不動産株式会社	[商号又は名称] 株式会社ハウスネット	[商号又は名称]
[代表者の氏名] 代表取締役 	[代表者の氏名] 代表取締役 	[代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] 	[登録番号] 	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士) 	(宅地建物取引士) 	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市紙園2-13 狭山不動産株式会社 電話 04(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市紙園1-13 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	業務に従事する事務所所在地

〔普通〕 建物賃貸借契約約款（事業用）

第1条 (契約期間)

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条 (使用目的)

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のみに使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条 (資料および共益費等の支払い)

- 乙) (3) の資料は、林業、林産品、林業関係の資料(以下、「資料類」といいます。)を(4)に記載された事項に準ずる方法(別途定められた貸付契約的・支払契約的等により支払方法が定められている場合には、その方法)により、支払期日に支払います。
- 3 ユーザー利用の資料等の支払いについては、(3)に記載された資料群別により算出した支払額に日割の資料等の支払日については、月割資料等×入居日数÷(3)に記載された日割資料の日数＝支払金額により算出します。
- 4 資料等の支払に要する日割資料および日割支払の計算は、この負担とします。

第4条 (礼金・権利金)

乙は、本契約の締結時までに (B) の礼金または権利金（以下、「礼金等」といいます。）を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めることはできないものとします。

第5条 (敷金・保証金)

1. 甲は、本契約が有効となる一割の償額の担保として、甲本人の総資産で次の①の資金または保証金（以下「担保金」といいます。）を本契約に供することとしました。ただし、資金等に利息が付かないものとし、また、これは質料等が明確または場合、増損に見合ふ償額の不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
2. 甲は、乙が本契約から生ずる償額を担保にしないときは、資金等とその償額の担保に充てることであります。この場合、乙が甲より売上の通知を受けたときから7日以内に、乙が不足額を甲に交付しなければならぬものとします。なお、乙は、本契約を履行するに際しては、その通知をもって、資金等その額の償額との相殺または支出を請求することができるものとします。
3. 甲は、本物件の買戻し権の行使と、乙が差し入れた資金等から未払い賃料等その他の本契約に基づき乙が負担すべき一割の償額を差し引き、その残額を償額として乙に返還します。ただし、明後月の乙の借主総資産に付く費用等に関する支払協賛が滞りていない限り、乙が前述すべき償額の償還に際しては、乙が乙の担保に、償還先に返還します。なお、返金に際しては、費用は借主が負担することとします。
4. 乙は、差し入れた資金等の近接隣接権利を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

第6条 (駐車場等)

1. 又は、使地の内留審判（パイプ地蔵および自給調整審判を含みます。以下同様）に之を使用する場合、(B)の賃料及び(8)の甲の決定する位置に、甲の承認を得ず、車両のものを駐車する。
2. 又は、契約期間内に車両の更替を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得る。
3. 又は、天災地蔵、火災、爆発等・紛失・盗難、第三者による損害等、甲の責めに帰すべき事由による乙の損害が生じた場合、一切の甲の責めを負いません。
4. 又は、故障等による遅延又は本物の建設または他に建設中の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を賠償するものとするが所有権を第三者に譲渡した場合を除く。
5. 又は、(1)条第1項第2号の事項を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに発行するものとする。
6. 又は、発行に伴う手数料等および必要費用等実費は、乙が費用負担するものとする。
7. 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続を要する。
8. 甲および乙は、別添駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとする。

第7条 (損害保険等の加入義務)

1. 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に當て、自己の負担にて借家人賠償責任保険および甲が指定する保険を備えた保険に加入します。
2. 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第6条（付帯設備）

2. 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、または取組に伴う性能低下・キズ、汚れ等があることを予め承知します。

第9条 (乙の警告注意義務)

1. 乙は、善良なる管理者の注意義務（以下、「善管注意義務」といいます。）をもって本物件および附帯設備を保全し、使用します。
2. 乙は、本物件について定められた規則等がある場合、これを遵守します。
3. 乙（来店者・来訪者等の関係者を含む）が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害をきたしたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条 (届出または通知事項)

1. 乙は、本物件の引渡し（第2条4日以内）に入居時における本物件内の陳設品または設置に
する床、家具、装飾等、甲の指示する方法にて確守するものとします。
2. 退去時における本物件内にある床、家具、装飾等のうち、前項の陳設品に害またはいた
害が生じた場合は、甲は、乙に対し、その損害の賠償を請求する権利を有するものとす
るが、乙が前項の陳設品を行方なくしたか、または故意により本物件内に存在する
床、家具等、を毀損し、それにより乙の入居中に発生したものと推定されるものとす
る。
3. 乙は、次の各号のいずれにも該当するとは、直ちにその旨を甲に届出たは通知し
- (1) 本物件を1ヶ月以上は長居において使用しないとき
- (2) 乙の妻、子、同居の家族等、李義昌の主要な事業または、表面
【押印欄】に記載した連絡先に変更が生じたとき
- (3) 乙の住所が前項の連絡先と異なる場合、前項の連絡先を定めたとき、当該住所が賃
借料の滞交と野合に及ぶ場合、前項の連絡先を定めたときとします

- (4) 送附保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
(5) 乙または丙について、死に、後見開始・保生開始の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
(6) 本物件の建物または設備を、損壊・毀損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修繕・修繕を要するとき

第1.1条 (禁止事項)

これは、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を定実とする
 - (2) 甲の承諾なしに設備機器、輸送具など使用費等をする
 - (3) 本物件より発生する事故に基づく一切の賠償について、担保に供すること
 - (4) 物件内に居住し、または施設を設置した場合は宿舎（民泊）として使用する
 - (5) 付帯設備と本物件及びその建物の敷地を、倉庫、店舗、事務所などの他の工場の取付け、改築工作物を伴う建築工事により現状の変更をすること
 - (6) 本物件内に引火、爆発、燃焼、腐蝕、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、又は廃棄すること
 - (7) 物件内において、火災、地震等の危険（他害等）によって明かに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない活動を除きまこと。)(8) を行ない得ず、または制限すること
 - (9) 施設としては公共利用に反する娯楽・販売活動もしくは振興広告詐欺等の特殊詐欺を行ない、またはその拠点とすること
 - (10) 族派、別業種および暴行性、排他性を有する危険な物品等を常態または保管すること
- (1) 器具類、調理機、洗濯ドラッグ（薬品箱）、医療機器等の品質、安全性及び安全性の確保等に関する事項第2条第1項（器具類、医療機器等の品質、安全性及び安全性の確保等に関する事項）に違反するおそれがある製造、加工、再販、再行すること
- (2) 危害物質、毒物、悪臭の発生その他の公害の源となるものを生産若しくは貯蔵衛生上有害となる行為をすること
- (3) 本物件を、自ら所有し、専ら商業、暴力団員でなくなくなった時から5年を経過しない者、外国籍企業・団体、組織員もしくはこれらに準ずる事業者または組織員と認められる者にのみ貸して「第三者の利用」といたします。(4) 当事者間、その他の活動等にまで使用し、もしくは「第三者」を使用して反社会的勢力の活動等にまで使用せよとすること
- (4) 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを感知させる名称、看板等を掲示すること
- (5) 本物件に反社会的勢力を発生させ、または反復継続して、反社会的勢力を立ち入らせたこと
- (6) 本物件および本物件の近隣において、租界、反復等々の行為をして、近隣者および本所の人員等、管理者に不安感、不快感や迷惑を与えること
- (7) 別途定められた規程等が各事象につき、ここに適合すること

第12条（修繕義務と費用負担義務）

- 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の修繕および取扱いを必要とする場合に必要な修繕・修繕を行うものとする。ただし、この故滅・過失、蓄意若しくは故意に及ぶ、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めに帰すべき事由となつた修繕・修繕に該当するときは、乙の費用負担とする。
- 第3項において自然損耗、経年劣化または通常損耗等であっても、次の修繕に必要とされる修繕については、甲の承諾を得ることなく乙の費用負担において修繕を行うものとし、甲は、次の各号に定める修繕については、修繕費を負担しない。
- (1) 物件の修繕、ブラインド、ガラス、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品
- (2) 電燈、蛍光灯、電線等の消耗品の交換
- (3) 本物件内乙の所有する設備、設備に対する修繕
- (4) バス・トイレ・浴槽・台所の排水の水回りの水垢・カビ等、その清掃・手入れを怠つて生じた設備の故障、排水設備、排水設備、排水設備の故障
- (5) (a) 記載の修繕を怠つた場合の修繕費用および修繕費
- 第4項、第5項記載の修繕を除く。
- 甲は、第1項の規定により修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について同意し、同意する修繕を怠ることは拒否するものとする。乙が同意しない修繕の場合、甲は乙の同意を得たことにより、乙に修繕が生じたとしても、甲はその責を負うものではないものとする。
- 乙は、本物件が修繕を要するときは、事前に甲に通知することにも、甲の指示に従わなければならないものとする。この通知を怠り、または遅延したことにより、修繕または修繕費用に修繕を及ぼしたときは、乙はその修繕の全部を償還しなければならないものとする。
- 乙が前項の通知を行つた後、相当期間が経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕費用、修繕の必要および修繕費用の額を証明して甲に甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができる。ただし、急な修繕が必要なときは、甲の承諾を得ないで修繕を行うものとする。
- 本物件の修繕に必要とする材料費、労務費、汚損箇所処理の費用、引当金等の費用については、乙または甲の負担とする。

有13条(造作等)

- 乙. 又は、本物件の造作等について次の各号に該当する場合、平均甲の書面による承諾を得るものとする。
- (1) 本物件に造作等を設置するとき
- (2) 電気、ガス、給排水等の設備の容量等に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加または変更するとき
- (3) 又は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に対して行うことができるものとする。

第14条（賃料等の設定）

- 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
- 甲または乙は、公租公課、諸物価の変動等により、(3)の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

第15条（一部滅失等による資料の滅失等）

- 本物のもの・複製品等の権利の自由により使用できなくなった場合において、それがこの権利に帰することができるし、専らこれによるものであるときは、発行者、その使用者等が、複製品等の部分の割合に応じて、複製権を有するものとして、複製権を享有し、公平およびは、該複製の複製、利用その他の侵害等事項について賠償するものとします。
- 本物のもの一帯が喪失その他の事由により使用できなくなった場合において、発行者等部分のものが代償として目的を達することができないときは、これは、本契約を解除することになります。ただし、それがその買値に帰する事由の場合、この責任において専らに与えた損害を賠償するものとします。

天災、地盤、その他甲の責めに歸することのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が収用、使用制限を受け、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。甲は、甲の責めに歸する事由に起因して、甲は甲の責めに歸するものとし、

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は(注)の更新料、更新事務手数料を支払い、貸渡期間満了日の翌日から開始条件で更新し以後も同様とする。

2. 本契約が更新(前項の更新および他借借戻日の法定更新を含む。)された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(注)の更新料を支払います。

1. 甲は、乙が貨料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除すること乙ができる。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の債権関係が損なわれたと認められるときは、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 入居するに至ったのは本契約書への虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したこととが判明したとき
 - (2) 賃料等の支払引当金が9ヶ月以上滞連したとき
 - (3) この貸付の目的外使用または法令、条例等に基づき不慣れの使用を受けたとき
 - (4) 前条第1項に規定する事項のうち「同居者」・「社会主義」・「政治的意見」はこれらに準ずる法的効果及び権利の成立がなかったとき
 - (5) 賭博、賭博の発生若しくは他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序、平穏等を危害する行為を反復したとき
 - (6) 本契約書の各条項の規定に反したとき、または別約款等に定められた罰則がある場合、この場合は本契約の効力を失ふこととする。
- 第 3 項において前項第2号に於いては、四号の條約書から甲に対して賃料等の支払いが求められても、これはこれと理由に別約款の有効性を争うことができず、甲は同条約書の定めに従い、本契約を解除することができ得ます。
- 第4項ただしそのほかの条約書に於いて、直ちに本契約を解除する場合に於ては、その相手方は何れかの条約書に於いて、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (1) 本契約締結後2年以内の保証期間に関する事項を明示したとき
- (2) 本契約締結後に、自らまたは役員（取締役若しくは監事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者）が反社会的勢力の組織として「暴力団」「犯罪グループ」「悪徳業者、詐欺師等の犯罪行為を行う団体」として活動し、「暴力団」「犯罪グループ」「悪徳業者、詐欺師等の犯罪行為を行う団体」として活動している他借主間の個人生活に及ぼす影響を行使したとき
- 第 5 項、甲が借主の生計のつづけに必要とした場合には、何らの催告も要せずして、原告は本契約を解除することができるものとします。
- (1) 前1に対する原力から第1項(2)に掲げられる行為を行ったとき
- (2) 前1から第3項を適用して、次のいずれかの行為を行ったとき
- ① 1-1に対する原力の言動による要求行為
② 甲に対する法的な責任を転嫁した不当な要求行為
③ 甲に対し脅迫的な言動をし、又は暴力を用いた行為を執行し、または甲の財産を妨害する行為
④ 欺瞞を執し、偽造文には威力を用いてその信用を利用し、または甲の事業を妨害する行為
- ⑤ 乙の申し立てに④に準ずる行為

[illegible]

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了したことを、直ちに本物件を引継ぎます。
2. 乙は、本物件の引渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
 - (1) 乙の本物件内に入居したすべての借主と賃貸人との間で発生する「借主」の責任を、転賃後の借主に引き継ぐこととする。
 - (2) 本物件を変更した箇所および物件の状態を生じさせた等の損傷、または損傷箇所の修繕
 - (3) 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ・汚物等の処理
 - (4) 乙が使用した本物件金庫の鍵管理の精算
3. 『保証』互に同意した賠償責任を負担することとする。
4. その他取決すべき必要な全ての措置

- [illegible]

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保念、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、の場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、潮水、ガス漏れ、鼓動等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができ、その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

- 一、西は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙が連帯するものとする旨を定めた。なお、西は、本契約が法定利率、令受取額（即ち更新後金）を支払う義務を負担することとなる旨もまた明記した。更に、西は、甲に代り更新料金を支払った後も、引き続き連帯保証人であることと前記の償還金額を保証し、更に、甲が個人としての責任を負担しないことを前記の償還金額と連帯して肩書きとして示した。
- 二、丙は、乙が本契約第10条の償還率より超過し得ない場合、乙に代って償還した。
- 三、西は、本契約が終了し、本物件の完全な所有者と本契約に基づく一切の債務が消滅されるまでの責めを負えることができる旨を定めた。その他甲の認める連帯保証人を指定し、乙が死亡したとき、被相続人等相続財産から受け取れるべき、その他甲の認める連帯保証人とその賠償を受ける権利を承継することとした。更に、乙に対し、新たな連帯保証人の加入または保障とこの賠償を受ける権利を放棄することを禁じた。場合、乙はさらに甲の承認する連帯保証人を選任し、甲との間で連帯保証契約を締結させるものとした。
- 四、乙が甲の連帯保証人を選定できなかったときは、本条は甲の承認を得ることができなくなり、乙は、甲は本契約を終断できるものと、甲の契約の停止に同意できない場合、乙に対し、乙が本契約期間中、甲の乙の返済に遅延した場合に甲が更に重大した場合、乙に対しては、本契約期間中、甲の乙の返済に遅延した場合に甲が更に重大した場合、乙に対しては、
- 五、丙が甲に対し、告知事項を提示して、資料その他の本契約に基づいて乙が負担する債務についての不利益の有無およびその軽減に関する情報の提供を受けることは、甲は、甲の指示する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べないものとする。
- 六、丙の承諾を得て、連帯保証人にかえて、質貸資産保証業者と保証協定の契約を締結することができる旨を定めた。

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条項とし、本契約の履行の申出に
ては會費を徴する権限とし、本物件の戻しに關する一切の權限を丙に委任する。
(1) 乙が前月の支払を々々月以上滞りし、または度々延滞を繰り返し、甲が相当期間
定めぬ催告をしたにもかかわらず未だ支払ひなかつたとき
(2) 乙が甲への届出せずして所定年限となり、を々月以上滞りしたとき
(3) 乙が死または破産その他事由により本契約の履行が困難になつたとき
2. 丙は、本契約が存続する限り、前項の委任を行使することを怠るがでません。

第2条第7項に基づき、【補記】に記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとします。

1. 乙は、本契約が生じると金銭債権（貨幣等）の支払ひを滞延した際、専断に於て、14.8%の割合にその滞延損害金を支払ふものとす。ただし、別添附する「取次委託契約」は支払ひ委託契約等に滞延損害金の定めがある場合は、その定めによつてのものとす。

2. 乙は、本契約から生じると金銭債権（貨幣等）の支払ひを滞延したことにより、甲は「何指値したか」を証拠、メール、文書資料は訪問前より皆無償に受け付け場合に償還1回につき手数料として金3,000円（別添附消費税等）を支払ふものとす。

1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し承認するものとす。

(1) 当らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属しないこと

(2) 当らの役員が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力が当らの業務に不当な利益を得、本契約を継続するものでないこと

(4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと

① 相手方に対し不当な差別的な取り扱いまたは暴力を用いること

② 相手方または第三者を利用して相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

1. 甲および乙は、本契約により知り得る相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、または適用してはならないものとす。
2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法律およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護を確保するものとす。
3. 甲および乙は、本契約の締結の趣意に反し、相手方の本契約を得ることなく利用目的以外に必要と認めざる個人情報を取得し、取り扱ひ、または個人データを第三者に提供してはならないものとす。ただし、次に掲げる場合にはこの限りでないものとす。
- (1) 法律に基づき必要
- (2) 人の生命、身体、財産その他の利益の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公益保護の目的上または公益の確保を促進の目的のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体若しくはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること为实现に必要と認められるものである場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 本人の同意を得るに支障を及ぼす場合があるとき

【概況】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等について、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に計算するものとします。

要約及び注、本要約に関する諸影の提起等、裁判上の手続を省しようとするときは、注の用紙を添付する特許所を第一等の原簿の全頁或該特許所とす。

本規約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙との協議を要し、合意をもって協議調整します。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狹山市富士見1丁目14番11号
車種及びナンバー及び色	名称（北野第2ビル駐車場）内 XXXXXXXXXX
賃料総額	毎月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 — 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 — 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和 6年 4月 1日より令和 11年 2月 末日迄
向う 5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）
万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文) に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。
- ①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。
 - ③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。
 - ④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。
 - ⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第 9 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1 ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第 11 条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第 12 条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

②乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌月末日が契約終了日となる。)

③甲の都合により、契約を解除することになった場合は第 1 条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より 1 カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の 0.5 カ月相当額 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

⑤契約期間は北野第 2 ビル 3 階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000 円 (消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000 円 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方共記名捺印して各 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 14 日

〒222-0037	
住 所	横浜市港北区大倉山 1-28-11-702 号
貸 主 (甲)	
氏 名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
住 所	
借 主 (乙)	
フリカナ	
氏 名	東山 徹
自宅 TEL ()	勤務先 TEL ()

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 2 番 13 号

商 号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 1 番 1

商 号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖

TEL 04-2956-5500

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2363

(1/1)

日付	令和 7 年 6 月 20 日	支出額	9,179 円
項目	事務所費	充当額	7,343 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	駐車場利用料 7 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

契約番号

Park Direct 利用管理契約書

乙および丙は、Park Direct 利用管理契約条項に同意し、下記内容の駐車場および管理について Park Direct 利用管理契約を締結する。

賃借人（乙）について

氏名	保谷 武
住所	
電話番号	

Park Direct 運営事業者（丙）について

名称	株式会社ニーリー
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 7F

駐車場利用について

名称	矢作駐車場		
所在地			
指定区画		利用期間	2025/02/01～2026/01/31
車種	ジムニー	ナンバー	-
月額使用料※1	9,179円 (税込)		
更新情報	1年更新	更新費用※2	9,179円 (税込)

※1 月額使用料は、毎月お支払いいただく駐車場使用料の総額です。
※2 更新費用は、更新情報に記載の更新時に別途お支払いいただく費用の総額です。

Park Direct利用管理について

契約期間		賃貸借契約の始期から解約日まで	
月額管理料※1	679円 (税込)	管理更新料※2	679円 (税込)

※1 月額使用料に含まれます。
※2 更新費用に含まれます。

契約に関する備考

-

Park Direct利用管理契約条項

乙及び丙は、以下のとおり、Park Direct利用管理契約（以下、「本利用管理契約」）を締結する。

第1条（Park Direct利用管理契約）

1. 乙及び丙は、乙を賃借人、丙を駐車場の利用管理事業者（駐車場の賃貸人（以下、「甲」）又は甲の代理（又は管理会社）より委託を受け、乙が利用する駐車場の管理業務の一部を行う者）として、本利用管理契約を締結する。
2. 乙は、本利用管理契約と併せて、本件に伴い甲と締結する駐車場の賃貸借契約書（以下、「本件賃貸借契約」）記載の内容に合意し、遵守するものとする。
3. 乙は、表記の駐車場（以下、「本駐車場」）の契約時請求費用、月額使用料、更新手数料その他本件賃貸借契約に関連して生じる費用・違約金など（以下「賃貸借関連費用等」）の支払い、契約中の各種手続き、問い合わせ等は丙に行うものとし、丙は迅速に対応する。
4. 本件賃貸借契約の条項と本利用管理契約の条項との間に齟齬が生じた場合は、本利用管理契約の定めを優先するものとする。

第2条（契約期間）

1. 本利用管理契約の契約期間は、本利用管理契約締結日から、本件賃貸借契約の終了日（解除・解約による場合も含む。）までとする。但し、甲または甲の代理（または管理会社）から丙に対する本駐車場の管理業務の委託が終了した場合、本利用管理契約は終了する。
2. 前項の契約期間にかかわらず、契約期間満了後も本利用管理契約から生じた債務がある場合は、引き続き乙は本利用管理契約上の債務を負う。

第3条（利用管理料）

1. 乙は、本件賃貸借契約締結時に表記の初回管理料を表記の契約時請求費用に含める形で、次条で規定する支払方法で丙に支払うものとする。
2. 乙は、前項初回管理料の他、表記の月額管理料を表記の月額使用料に含める形で第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。なお、月額管理料においては、日割り精算はしないものとする。
3. 乙は、第一項、第二項の他、表記の管理更新費用を第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。
4. 前各項に定める管理料及び管理更新費用については、その支払後に本利用管理契約の解除又は解約等を含むいかなる事情があった場合でも、返還されないものとする。
5. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以降の支払いについても新消費税率で計算された消費税額にて支払うことを予め承諾する。

第4条（支払方法について）

1. 乙は、賃貸借関連費用等を丙が定めた支払方法に従い、以下の期限までに丙に支払うものとする。
 - (1) 「契約時請求費用」：契約締結日又は賃貸借期間始期の前日まで
 - (2) 「月額使用料」：決済手段に依る
 - クレジットカード：翌月分を毎月20日
 - 銀行振込：翌月分を毎月20日まで
 - 口座振替：翌月分を毎月27日
 - (3) 「更新手数料」：更新確定日に通知される支払日
 - (4) 「保管場所使用承諾証明書発行手数料等」：申請日当日～3営業日以内

- (5) その他の費用・違約金等：丙が別途定める期限まで
2. 第一項の支払手段が銀行振込の場合、振込手数料は乙が負担するものとする。
 3. 第一項の支払手段が口座引落の場合、別途指定の引き落とし手数料を乙が負担するものとする。
 4. 丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）から付与された代理受領権限に基づき乙から費用の支払いを受けるとし、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して負担する本件賃貸借契約に基づく賃貸借関連費用等の支払債務は、丙の定める方法により乙から丙に支払われた時点で履行が完了したものであるものとする。
 5. 乙が、賃貸借関連費用等の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として丙に支払うものとする。また、支払期日経過後の支払いに伴う必要な手数料は、乙が負担するものとする。
 6. 乙が本利用管理契約から生じる金銭債務（月額使用料等）の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、丙は月額使用料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については丙にて決定するものとする。
 7. 乙は、丙又は丙が別途定める保証委託契約書記載の保証会社（以下、「保証会社」）に対して、本件賃貸借契約に関連して保証を委託する。乙が本件賃貸借契約に定める賃料、更新手数料その他の費用（契約終了時における明渡しの遅滞に起因する損害金を含む。）を支払わない場合、丙が別途定める「クライアント向け利用規約」に従って、丙又は保証会社が当該未払金の立替払いを行う場合がある。この場合、丙又は保証会社は、当該立替金について乙に対して求償権を有し、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して本件賃貸借契約に基づく乙の債務を担保する目的で差し入れている敷金・保証金等があれば、丙又は保証会社の当該立替金請求権に当該敷金・保証金等が充当されることについて予め乙は承諾する。
 8. 乙の都合による解除・解約に伴い、又はその他乙に起因する事情により、丙から乙に賃貸借関連費用等の返金が生じる場合、返金のための手数料は乙負担とする。

第5条（各種手続き及び問合せ）

乙は、本駐車場の利用に伴う各種手続き（個人情報の変更、支払方法の変更、車両変更、保管場所用承諾証明書の発行、解約申請など）や問合せは、Park DirectのWebページ又はPark Directお客様サポートセンターにおいて所定の方法で行うものとする。

第6条（利用管理対象について）

丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）と締結するPark Direct利用申込書に基づき、甲又は甲の代理（又は管理会社）から委託を受けた管理業務を行うものとする。

第7条（乙の通知義務）

1. 乙は、本駐車場を1ヶ月以上不在にする場合は、丙に対して、不在期間中の連絡先電話番号、連絡先住所等を事前に通知しなければならない。また、乙は、本件賃貸借契約を解約する意思のある場合は、本件賃貸借契約の規定に定める期日までに丙にその旨を通知しなければならない。
2. 乙は、丙に対して、本件賃貸借契約にかかる申告内容に関し、次の各号に規定する通知義務を負う。
 - (1) 乙は、乙及び緊急連絡先各自の住所・電話番号(携帯電話番号を含む。)・メールアドレス等、又は勤務先の名称・住所・電話番号の変更があった場合、直ちにその旨、並びに当該変更後の名称及び住所・電話番号・メールアドレス等を通知しなければならない。
 - (2) 乙は、乙の緊急連絡先への連絡が不可能又は困難となる場合、これに代わる丙の承認する新たな緊急連絡先を通知しなければならない。
 - (3) 乙が前二項の通知を怠った為に、丙又は丙の提携先からの通知が到達しなかったときは、通常当該通知が到達すべき時期に到達したものとみなす。

- (4) 乙は、月額使用料等の支払いを拒絶する正当な理由があると考えるときは、当該月額使用料等の支払期日の14日以上前に、その旨を丙に対し、書面又は電子メールにより通知しなくてはならない。

第8条（本駐車場利用に伴う取り決め）

本駐車場の利用に関する内容は、甲乙間で締結した本件賃貸借契約の条項に従うものとする。

第9条（放置車両等対応）

1. 理由の如何にかかわらず本件賃貸借契約が終了した後、乙又は本駐車場利用者が乙の契約区画内から車両その他の動産・残置物の移動を行わない場合、放置車両等(車両その他の動産・残置物を対象とする。以下同じ。)とみなし、丙は、次項に定める対応を行うものとする。乙は当該対応を丙が行うことについて予め同意する。
2. 前項に定める丙が行う対応は以下のものとする。
 - (1) 放置車両等に関する調査（車内調査を含む）
 - (2) 放置車両等の移動及び一時保管
 - (3) 上記各号に付帯する業務
3. 丙は乙に通知する方法又は本駐車場内に掲示する方法によって、放置車両等を移動することを乙又は車両の所有者若しくは使用者に要請できるものとする。
4. 乙は、放置車両等によって甲若しくは甲の代理又は丙に生じた一切の損害・費用（逸失利益及び弁護士費用等の対応費用を含むが、これに限られない。）について賠償の責任を負う。

第10条（免責要件）

1. 乙が保有する情報の損失、遅延、誤送、又は第三者による情報の改竄等により発生した損害、乙が本サービスを利用し、又は利用できないことによって被った損害（ソフトウェア、ハードウェア上の事故、コンピュータウイルスによる汚染、データの滅失・毀損等の一切の損害・不利益等）について、丙は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、それに対する一切の責任を負わない。
2. 乙からの問合せ等がインターネット上の不具合・事故等により丙に着信しなかった場合、丙はそれに対する一切の責任を負わない。
3. 本サービスの利用に起因する乙と第三者間の一切の紛争については、乙の責任において処理及び解決するものとし、丙はかかる紛争について何ら責任を負わない。
4. 丙は本件賃貸借契約の当事者となるものではなく、本件賃貸借契約に関する甲又は甲の代理（又は管理会社）及び他の駐車場利用者、他のユーザーその他の第三者とのトラブルについては一切の責任を負わない。
5. 本駐車場内外において、乙又は乙の同伴する者に、事故・怪我・盗難その他丙の責に帰すべきからざる事由により損害が生じた場合でも、丙は一切責任を負わない。
6. その他、本サービスを利用したことにより乙が損害を被った場合であっても、丙は一切責任を負わない。
7. 前各項の規定は、本利用管理契約に消費者契約法の適用がある場合はこの限りでない。消費者契約法の適用その他の理由により、丙が乙に対して損害賠償責任を負う場合において、丙の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月の期間に乙から現実に受領した月額管理料の総額を上限とする。

第11条（反社会的勢力との関係の禁止）

1. 乙又は丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙又は丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 乙又は丙は、前二項の表明に反している可能性が合理的に疑われる場合で、相手方が調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
 4. 乙又は丙は、第一項及び第二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは第一項各号及び第二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本利用管理契約に関連する一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとする。なお、この場合、相手方は、期限の利益を喪失し、直ちに乙又は丙に対する債務の弁済を行うものとする。

第12条（個人情報の取り扱いについて）

本サイトにおける個人情報の取り扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、乙はこれに同意する。プライバシーポリシーの内容は、以下のリンクのとおりとする。

https://www.park-direct.jp/privacy_policy

第13条（協議事項）

乙及び丙は、本利用管理契約に定めのない事項及び本利用管理契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決する。

第14条（準拠法と管轄裁判所について）

本利用管理契約の準拠法は日本法とし、本利用管理契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2364

(1/1)

日付	令和 7 年 6 月 20 日	支出額	220,000 円
項目	事務所費	充当額	198,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃 5 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

貸主 [] (以下「甲」という)と借主 森 伊久磨
 「下乙」というのは、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、行断する「事業用建物賃貸借契約の範疇」に基づいて、
 この条件で締結し、また甲と借主伊久磨
 (以下「丙」という)は、何項約款のとおりの
 条項について合意致し契約を締結した。

会 社	本町貸付事務所		1 押借	
所 在 地	(住所) 連田市本町396番地8 (電話番号) 陸奥県連田市本町3-12			
業 種	事務所	家賃等費	3966円	/
界 限	水増			1 押借
証 據	寄附 バランユース	37.41 円 (印)	11.31 円	その他費用 何れも直接 (納)
(住所)				
物件の所有者	(氏名)			
使用目的	事務所	事務所		
費 用 科	月額 220,000 円(うち借主負担 20,000 円)	総 金	(100%) (金額)	年月分 0 月
管 理 費	月額 円(うち借主負担 円)			
修 繕 費	月額 円(うち借主負担 円)	札 金	(権利の 保証) 200,000 円 (うち借主負担 0 円)	年月分の 1 ヶ月の (保証) 200,000 円 (うち借主負担 0 円)
駐車場料	月額 円(うち借主負担 円)			
火災保険料	月額 円(うち借主負担 円)			
経 費	月額 円(うち借主負担 円)			(金額) 円
供 給 料	総額 18,500 円(うち借主負担 円)	契 割 料	(金額) 0 円 (うち借主負担 円)	
保 険 金	円	更新手数料	新築時の (年率減価後)	0.5 年月分
敷金・保証金の 返還時期	本物件や別荘に貸 借期間満了時に	敷金返還時までに	契 約満期	
保証金の償却	①毎月 円 (うち借主負担 円) ②その他 ()	③毎月 円 (うち借主負担 円) (印)	④毎月 円 (うち借主負担 円) (印)	
契約期間	2023年10月01日 から 2025年09月30日		迄の 2 年 0 月 0 日間	
借主の解約権	借約の効力は、借主が解約の手入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する。			
登録・管理税・ 売却費・駐車場 及び・雑費・村 関係料金の支払 方法について支出 原価	持参先 持参先 (氏名)	前払金合計 (返済後に元金は戻す)		
引当金納入	220,000 円			
引継ぎ・委託会社				
当月分を3月 30 日後に支払うものとする。 返込の場合は、20日までに当月分の入金が必要なものとする。				

	付属施設				
事業の 内容	新規	No.	継続増設部	No.	No.
	貸付心機	No.			No.
	貸付心機	No.			No.
	借入金	No.			No.
繰上引及び繰下振替の引当金 2023年10月31日					
					ボストボックス
※更新時、更新手続きをとること。更新希望者数超過は資料の1/2ヶ月と納税費を併せて需者に支払うこと。 ※進捗率、借主の負担に際して貸主指定の基準でハウスコーニングを行うこと。 ※更新料が、更新に入居する前に納入済みの場合は、更新料の納入に際して返還すること。 ※更新料は自給水供給し認められ、返済・滞りなどの理由で退去（タバンのやきこみ、汚れ、ガラスのカビ等） ※小規模住宅より大規模住宅（貸主）を移す際の平均年度増加額をなくしてならない。 ※入居開始時、メンテナンス台は貸主負担で設置し、メンテナンスは借主負担とする。					

本条約の締結を促する本意を述べ、甲乙丙、諸当事者はこれに署名捺印したと、甲乙丙各ひと筆を捺す。

2 1954年9月26日

姓 名	田 原 隆 夫	住 居	〒559-0111 府上東蓮田市東6-8-4
電 話 番 号			
氏 名	田 原 隆 夫	姓 名	孫 伊 久 麿
この産市保証人・ 買 手	〒 (住所) (氏名) (ごとの関係) (電話番号) (勤務先) (担務職)	〒 (住所) (氏名) (ごとの関係) (電話番号) (勤務先) (担務職)	印
保証期間			
(緊急時の連絡先)	〒 (氏名) (電話番号)	(住所) (電話番号)	(ごとの関係)
販 売 条 件		販 売 条 件	
売却番号 主たる 事務所 番 号	埼玉県知事 (15) 第3401号 埼玉県蓮田市水町3-8 日信土地株式会社	売却番号 主たる 事務所 番 号	
代表者	田原 隆 夫	代表者	
市 場 研 究 部 員 士		宅 地 建 物 取 引 士	
登録番号 氏 名 事務所 所在 県	日信土地株式会社 埼玉県蓮田市水町3-8	登録番号 氏 名 事務所 所在 地	
電 話	048-768-2550	電 話	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2407

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 23 日	支出額	1,507 円
項目	事務所費	充当額	753 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	ダスキンレンタル代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2407

(2/2)

5850 4875 8162 4028

納品・請求書
兼 領 収 書
登録番号: T8070001004715

株式会社ダスキンサーグ北関東
ダスキン宮城支店
〒331-0812 さいたま市北区高根2丁目675-2
TEL 048-454-0388 FAX 048-454-0390

小島 信昭 様
ポイントカード

2025年 7月 21日 夜金

No.100366177500

品 名		サ ー ビ ス 内 容		数量	単位	単 価	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額
ベシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693					
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814					

納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額	納 税 金 額
1,370	137	1,507	1,507										

10%

134

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2408

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 23 日	支出額	6,500 円
項目	事務所費	充当額	3,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（本町事務所）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

2408

(2/2)

領 収 証		No. _____
小島信昭 様		2017年6月29日
★ 6,500円		
※ R7 7月		
上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額	〒 [REDACTED]	
消費税額等(%)		

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 〇〇〇〇と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所 在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区 画 賃借人名札 設備区画 区画1台

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー：ダイハツ 車種：ハイエースカー1 ナンバー 〇〇〇〇〇〇
(H)

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金6,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

- 1.契約期間は、令和7年4月1日から1年間とする。
- 2.契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

- 1.賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責任）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（先荷）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべき事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2ヵ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借物の転讓、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（留置権）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解除につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月24日

賃貸人：住所
氏名 〇〇〇〇

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区本町301
氏名 小島信昭

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2457

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 25 日	支出額	30,000 円
項目	事務所費	充当額	27,000 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所家賃		
備考	事務所家賃		

キャッシュサービスご利用明細

振替が完了いたしました。
お取引内容を確かめください。 ㊟ 埼玉りそな銀行
右持ち場へください。

取引銀行	取引口座	口座番号	期別
0017			*****
取引	取引金額 (円)	手数料	
56512	07-06-25	10-09	
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料	
預込	¥30,000	¥0	
お取引金の残高 (円)		合計	

お取引振込内容 (12月 9日付、71円)			㊟ 認証
市 市 市			電話
お取引明細書をお送りします。			
登録番号 0002			
カキマタカシムカフ・クシ ムヨ様			
電話番号		印紙税申告納付につき通知	
取扱番号	Z5001	印紙税申告	

※お振替時刻は、お振替日曜でなく、お振替です。 ㊟

事業用賃貸借契約書(事務所)＜更新＞③

貸主 (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 (家屋番号) 忍1003		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡(登記面積 ㎡)		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和7年 6月24日 から 令和9年 6月23日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	図振 込				
	※振込手数料は借主負担となります				
	□持 参	持 参 先			
	□口座引落	委託会社名			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2458

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 25 日	支出額	5,000 円
項目	事務所費	充当額	4,500 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所駐車場		
備考	事務所駐車場代 1		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56512	07-06-25	10:10	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税認証	
円 円 円		円	
お振込明細またはご案内			
お受取人			
登録番号 0003			
カキヌマタカシセイムカット“ウリ”ムリヨ様			
ご依頼人			
電話番号			
取扱番号 250001			
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済			

※貸主と駐車場管理組合が異なる場合は、次の欄も記載すること。

貸主	氏名	住所
借主	氏名	住所

管理組合	名称	住所
------	----	----

管理組合	名称	住所
------	----	----

本契約の締結を認めるため、本契約書と併せて、貸主及び借主の印名押印の上、各自1通を捺印する。

甲・貸主	氏名	住所	TEL
乙・借主	氏名	住所	TEL

乙・借主	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

乙・借主	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

管理組合	氏名	住所	TEL
------	----	----	-----

駐車場使用契約書

貸主 (以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

駐車場の名称	住所	TEL
--------	----	-----

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2459

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 25 日	支出額	10,000 円
項目	事務所費	充当額	9,000 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所駐車場代		
備考	事務所駐車場代 2		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56512	07-06-25	10:11	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引金額内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証	
千円 千円 千円		円	
お振込明細またはご案内			
お受取人			
豆球番号 0004			
カキヌマタカウセイムカット“ウツ”ムクヨ様			
ご依頼人		電話番号	
		250001	
		取扱番号	
		250001	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済			

②

※契約期間は
過ぎていますが
自動更新になって
います

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]
[REDACTED]
貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名 柿沼貴志